

奈良県選挙管理委員会告示第五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設として指定した次の施設について、その指定を取り消した。

平成二十八年五月六日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

名 称	所 在 地
奈良県立五條病院	五條市野原西五―二―五九
大淀町立大淀病院	吉野郡大淀町下淵三五三番地の一